

議案第 80 号

特別区道路線の廃止

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 4 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、特別区道路線を次のように廃止する。

整理番号	起 終 点	備 考
R5-9	7番31の内から 世田谷区大蔵五丁目 11番6まで	15番から 大蔵五丁目 13番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
15.22	4.00から 8.50まで	65.82	形態なし

# 案内図

 廃止する特別区道路線

街区 大蔵五丁目15番から13番まで

